

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、文化芸術事業（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに掲げる文化芸術に関する事業をいう。以下同じ。）の実施に必要な経費に対して補助することにより、市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる文化芸術事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定める事業であって、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則（平成30年教育委員会規則第2号）第1条に規定する審査会（以下「審査会」という。）により選定されたものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市外で開催される事業
- (2) 第7条の申請の日の属する年度の末日までに完了しない事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 国又は地方公共団体からの補助、助成、委託等を受け、又は受ける見込みのある事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 収益の寄附や募金を目的として行われる慈善事業
- (7) 事業の参加者が、事業に関わる団体の構成員又は会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
- (8) 補助事業の収入の合計から補助事業の支出の合計を差し引いた額（以下「余剰金」という。）が次条の規定により算出した補助金の額以上となる事業
- (9) 余剰金が私的に分配される事業
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助事業の運営に関わる団体の

構成員に係る費用を除く。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、伝承事業を実施する場合にあっては、第4号に掲げる要件に限る。

- (1) 非営利の団体（実行委員会形式のものを含む。）であること。
- (2) 過去3年間において、1年につき1回以上文化芸術事業を自ら企画し行った実績があること。
- (3) 会則、規則等を有すること。
- (4) 文化芸術事業の実施に関し、明確な会計経理がなされていること。
- (5) 政治及び宗教活動を目的として設立された団体ではないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1の補助事業につき、予算の範囲内において当該補助事業に係る別表に定める補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により算出した額が5万円を超える場合にあっては、補助金の額は5万円とする。

（審査書類）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、審査会の審査を受けるため、次の各号に定める書類（以下「審査書類」という。）を市長が定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要望書（様式第1）
- (2) 事業計画書（様式第2）
- (3) 補助事業に係る収支予算書（様式第3）
- (4) 団体調書（様式第4）

2 申請者は、審査書類の提出日において、既に補助金を受けようとする事業を開始している場合は、審査書類のほかに、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金に係る内定前の事前着手届出書（様式第5）を市長に提出するものとする。

（交付の申請）

第7条 審査会の審査により補助事業として選定された事業を行う者は、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付申請書（様式第6）その他市長が必要と認める書類を市長が別に定める日までに市長に提

出しなければならない。

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第 7。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（計画変更）

第 9 条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容の変更（中止及び廃止を含む。）をするときは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金変更承認申請書（様式第 8）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金変更決定通知書（様式第 9）により、交付決定者に通知しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、補助事業が終了したときは、次に掲げる書類を補助事業の終了の日から 15 日を経過する日又は補助事業の終了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の事前着手届出書が提出された事業については、第 8 条の交付決定後速やかに提出するものとする。

(1) 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金実績報告書（様式第 10）

(2) 補助事業に係る収支決算書（様式第 11）

(3) 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付請求書（様式第 12）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 11 条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、交付を決定した補助金の額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに交付した補助金の額があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が第3条第1項各号に掲げる事項に該当することとなったとき。
 - (2) 交付決定者が第4条に定める要件を満たさなくなったとき。
 - (3) その他市長が補助金の取消し又は返還の必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金取消通知書（様式第13）により交付決定者に通知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日前においても、この要綱による補助金の交付に関する準備行為を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業及び補助対象経費

区分	内容	経費
1 成果 発表事業	展示会、発表会、公演会等	謝礼、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食糧費、交通費、郵送料、会場設営等委託料、会場借上料、備品借上料
2 交流 事業	研修会、講演会、シンポジウム等	
3 刊行 物等出版事業	文芸作品、写真集、同人誌等の出版、映画、ビデオ、レコード、CD等の作成	消耗品費、印刷製本費、郵送料
4 伝承 事業	記念碑、看板等の設置（当該設置に係る土地等の所有者の許可を得たものに限る。）又は修繕	修繕費、制作費（材料費を含む。）、運搬費

様式第 1 （第 6 条関係）

年度犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付要望書

年 月 日

犬山市長

年度に実施する次の事業について、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて要望します。

フリガナ 要望団体名				
団体所在地	〒			
代 表 者	役 職		フリガナ 氏 名	
	性 別		生年月日	
事務局所在地	住 所	〒		
	電話番号			
連絡担当者	フリガナ 氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号			
	携帯番号			
	F A X			
	E-mail アドレス			
フリガナ 事業名				
交付要望額 ※1	円			

※1 交付要望額は、対象経費の 2 分の 1 の金額（限度額の 5 万円を超える場合は 5 万円）を記入してください。

添付書類

- 1 団体の定款、規約等
- 2 団体役員名簿
- 3 過去 3 年間に実施した事業内容がわかるチラシ、パンフレット、プログラム、新聞記事等）

様式第2（第6条関係）

（表）
事業計画書

事業名			
事業分野	該当する分野に○を付けて下さい。複数の分野に跨る場合等は「その他」に○を付けて下さい。 文学・音楽・美術・写真・演劇、生活文化（茶道、華道、書道等）・その他		
対象事業	1. 成果発表事業 2. 交流事業 3. 刊行物等出版事業 4. 伝承事業		
事業実施日	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
会場	住所		名称
事業目的・趣旨			
事業内容			
入場料	無 ・ 有	円	
他の補助金の採択	無 ・ 有	(有の場合) 補助金名称	円
参加予定者(点)数	人(点)		
事業総予算額	円 ※1		
交付要望額	円		
当事業に係わる他団体からの共催・後援・協賛者名とその役割			

※1 事業総予算額は、様式第3の収支予算書の収入合計と同額を記載してください。

(裏)

事業効果等 ※当補助金を受けることで期待できる効果、事業の継続性、補助金の必要性について記入してください。	① 事業の周知方法 ② 事業の対象者(どのような人に向けて行う事業か) ③ 事業の効果(本事業によりどのように市の知名度を向上させ、市内外の交流人口を増加させることができるか等) ④ 事業の継続性 ⑤ 補助金の必要性
前年度からの変更点、新たな取組 ※前年度の事業から見直した点や変更点があれば記入してください。	

様式第3（第6条関係）

補助事業に係る収支予算書

収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	内 訳（積算根拠）
参加料		
その他		
小計 ㉑		
市補助金㉒（文化の薫り高いまちづくり事業補助金）		
収入合計㉓		

支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	内 訳（積算根拠）
補助対象経費	報償費	
	需用費	
	旅費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	小計㉔	
補助対象外経費	その他	
	小計㉕	
支出合計㉖		

※補助対象経費の1/2 _____円（1,000円未満端数切捨て）

※余剰金㉓－㉕ _____円（余剰金が市補助金㉒以上の場合は不可）

（余剰金の用途： _____）

☐ 本補助金で生じた収支残額は、今後の公的活動・事業に充てる又は市に寄付するものとし、私的な分配は行いません。

様式第 4 （第 6 条関係）

団 体 調 書

年 月 日現在

団 体 名			
団体ホームページ			
市ホームページでの公開	可 ・ 不可 ※補助金の交付が決定した場合のみ 市のホームページからリンクを設定する場合があります。		
団体設立年月	年 月		
組 織 構 成	役職員 （名簿添付）	名	会 員 名
	団体構成員		
	加入条件等		
団 体 の 沿 革			
団 体 が 主 催 し た 事 業 等 の 実 績 （ 過 去 3 年 間 ）	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
団体年間総予算額	千円		
過去 3 年の市補助金の採択	有 ・ 無	採 択 を 受 け た 年 度	年 度

様式第 5 （第 6 条 関 係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金に係る
内定前の事前着手届出書

年 月 日

犬山市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
(電話番号)

事 業 名	
事 業 実 施 日	年 月 日
事 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業着手理由	内定前に事業を開始するため

様式第 6 （第 7 条 関 係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付申請書		
年 月 日		
犬山市長		
所在地		
団 体 名		
代表者氏名		
(電話番号)		
犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金を下記のとおり申請します。		
申 請 額 金 円		
事業名		
事業内容		
開催期間		
開 始 予 定	年 月 日	
終 了 予 定	年 月 日	

様式第 7（第 8 条関係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付決定通知書	
犬山市指令第 号	
年 月 日	
所在地 _____	
団体名 _____	
代表者氏名 _____	
犬山市長 .	
補助金交付決定額	金 _____ 円
ただし、 年 月 日付申請のあった犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金については、次の条件を付して交付する。	
条 件	
備 考	
1 事業内容を変更する場合は、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金変更承認申請書を提出すること。	
2 完了したときは、市長が定める期日までに犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金実績報告書を提出すること。	
3 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付を受けようとする場合は、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付請求書を提出すること。	
4 地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市の監査委員が事業に係る出納その他について監査することがある。	

様式第 8 （第 9 条関係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり補助金変更承認申請書

年 月 日

犬山市長

所在地

団体名

代表者氏名

(電話番号)

年 月 日付犬山市指令第 号で交付決定を受けた
犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金については、次のとおり
内容を変更（廃止、中止）することを承認願います。

1 事業名

2 変更の内容

当初	変更後

3 変更理由

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金変更決定通知書

犬山市指令第
年 月 日

号

所在地

団体名

代表者氏名様

犬山市長

.

年 月 日付犬山市指令第 号で通知した犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付決定を次のとおり変更する。

変更決定額	金 円
-------	------------------------------

1 事業名

2 変更決定理由

様式第 1 0 （第 1 0 条関係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金実績報告書

年 月 日

犬山市長

所在地

団体名

代表者氏名

(電話番号)

年 月 日付犬山市指令第 号で交付決定を受けた犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金については、補助対象事業が終了しましたので報告します。

事業名		
事業効果		
開催期間	開始 年 月 日	終了 年 月 日

様式第 11 (第 10 条関係)

補助事業に係る収支決算書

収入の部

單位：円

項 目	予 算 額	内 訳（積算根拠）
参加料		
その他		
小計 ④		
市補助金⑤（文化の薫り高いまちづくり事業補助金）		
収入合計⑥		

支出の部

單位：円

項 目		予 算 額	内 訳（積算根拠）
補助対象経費	報償費		
	需用費		
	旅費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小 計 ①		
補助対象外経費	その他		
	小 計 ②		
支出合計 ③			

※補助対象経費の 1/2 円 (1,000 円未満端数切捨て)

※余剰金㉔－㉕ 円 (余剰金が市補助金㉖以上の場合は不可)

(余剰金の用途：)

様式第 1 2 （第 1 0 条関係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長

所在地
団体名
代表者氏名
(電話番号)

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付を下記のとおり
請求します。

請求金額	金 円
事業名	
交付指令年月日	年 月 日 指令第 号
交付決定額	金 円
上のうち受領済額	金 円

請求の根拠（補助金の算出基礎、理由等）

様式第 1 3 （第 1 2 条関係）

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金取消通知書

犬山市指令第 号
年 月 日

所 在 地 _____
団 体 名 _____
代表者氏名 _____ 様

犬山市長 .

年 月 日付犬山市指令第 号により通知した犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付決定は次の理由により取り消します。

すでに交付した補助金については、次のとおり返還してください。

1 . 取消し理由	
2 . 返還命令額	金 円

返還額算出基礎